

地方税財源の充実・強化

政策提言先 総務省、内閣府

政策提言の要旨

地方財政は、社会保障関係費の増嵩などにより恒常的に財源不足の状態が続いています。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響による経済の下振れやそれに伴う地方の税財源の大幅な減少が懸念される中、国土強靱化のための防災・減災事業や南海トラフ地震をはじめとする災害への備え、地方創生・人口減少対策に加えて、感染症防止対策や経済影響対策のさらなる拡充・継続のための取組を推進していくためには、こうした施策に係る財政需要について安定的な財源の確保が不可欠です。

ついては、令和3年度においても、引き続き、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を措置していただくとともに、地方一般財源総額を確保しつつ、臨時財政対策債などの特例措置に依存しない持続可能な制度の確立等により、地方税財源の充実・強化を図ることを求めます。

【政策提言の具体的内容】

1 地方一般財源の総額確保

- 令和3年度地方財政収支の仮試算【概算要求時】における地方の一般財源総額については、国の新経済・財政再生計画において、令和3年度までは平成30年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとされていることを踏まえ、平成30年度を1.1兆円上回る63.2兆円とされたところです。

一方で、地方の歳出は、社会保障関係費の財源や臨時財政対策債の償還財源はもとより、地方が責任をもって実施する地方創生・人口減少対策をはじめ、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、国土強靱化のための防災・減災事業、さらには新型コロナウイルス感染症の感染防止対策や経済影響対策に加えて、デジタル化の推進など社会の構造変化を踏まえた対策などの財政需要も見込まれますことから、引き続き十分な規模で地方一般財源の総額を確保し、地方の取組を後押ししていただくことが必要です。

- 地方創生の推進については、令和元年12月に第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定され、その中で、地方公共団体においても、地域の課題については、地域の実情に応じ、地方の責任と創意による対策を講じることが求められております。地方がその実情に応じた息の長い取組を継続的かつ主体的に進めていくためには、令和2年度地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）を拡充・継続し、地方創生・人口減少対策に向けた取組をしっかりと進められるよう必要な地方一般財源を十分に確保することが必要です。
- 一般財源の確保に当たっては、地方交付税の総額をしっかりと確保することが必要であり、地方交付税の法定率の見直しを含め、臨時財政対策債などの特例措置に依存しない持続可能な制度の確立に向けた方策を国と地方で検討していく必要があります。

2 防災・減災、国土強靱化等に必要な財源の確保

- 平成30年12月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」は、防災のための重要インフラ等の機能維持及び国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持の観点から、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策について、3年間で集中的に実施するとされており、令和2年度が最終年となります。

本県でも、この緊急対策にかかる財政支援を最大限活用し、海岸堤防や緊急輸送道路等の橋梁の耐震化など、「命を守る」ための防災インフラの整備を加速化して進めてきました。しかしながら、頻発化・激甚化する自然災害に対する国土強靱化のために対策が必要な箇所は依然として多く、その整備が急務となっていることから、防災・減災、国土強靱化緊急対策事業債や緊急自然災害防止対策事業債を継続するなど、3か年緊急対策の終了後も、これらの事業に対する財源を確保することが必要です。

- 南海トラフで発生する地震（M8～9クラス）は、今後30年以内の発生確率が70%～80%とされ、震度7の揺れと巨大津波の脅威は刻々と増しており、このような時間的な制約のある中で、大規模な被害が想定される地域においては、実効性の高い地震・津波対策に対して優先的に投資していく必要があります。

このため、令和2年度までの時限措置とされている緊急防災・減災事業債を活用し、これまで庁舎の高台移転や学校の耐震化等の南海トラフ地震対策の抜本強化・加速化に取り組むことができました。一方で、関係者や連動する事業との調整が必要であるため、令和3年度以降に着手となる事業も見込まれるとともに、災害時要配慮者の避難計画の検討を進める中で新たに必要性が生じた津波避難施設の設置や新型コロナウイルス感染症対策として密を避けるための避難所の増設など、新たな課題への対応も必要となっております。

このことから、緊急防災・減災事業債については、本県のような高い確率で大規模地震の発生が見込まれている地方の意見を十分に踏まえ、恒久化や継続を行うなど、国土強靱化と防災・減災を加速するための財源を安定的・継続的に確保する必要があります。

3 条件不利地域や財政力の弱い地方自治体に対する適切な財源措置

- 本県のように全国平均を上回って人口が減少し、少子高齢化が進行している地方自治体では、地方創生・人口減少対策を一層推進するとともに、人口減少下においても、教育・福祉など地域や住民が必要とする行政サービスを安定的に提供することや災害へ備えるために社会資本を整備し、それを維持・修繕していく必要がありますが、十分な財源保障がなければ着実に取組を実行していくことは困難です。

そのため、令和3年度以降においても、少子高齢化等が進行している自治体に重点的に配分される「地域社会再生事業費」の算定の考え方を継続するなど、地方交付税の算定に当たっては、条件不利地域や財政力の弱い団体の実情を十分に踏まえた財源措置が必要です。

4 新型コロナウイルス感染症対策の継続

- 新型コロナウイルス感染症の影響は長期化が予想されることから、地方には、感染防止対策や社会経済活動の回復の両立を図るとともに、デジタル化の推進などウィズコロナにおける社会の構造変化を踏まえた対策などに取り組んでいくことが求められております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、現時点で活用見込額が交付限度額を超えており、不足が見込まれることから、地方が責任を持って必要な対策を実行することができるよう、予備費等を活用して同交付金総額のさらなる積み増しを図るとともに、令和3年度以降についても、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間は、同交付金や新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金など、地方が必要とする財源を措置していただくことが必要です。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、本県経済は観光関連産業をはじめ飲食業や第一次産業など様々な分野で打撃を受けていることから、地方税の大幅な減収が生じることが懸念されております。

地方税の減収は地方財政の安定的な運営に大きな支障を生じさせることから、新型コロナウイルス感染症による景気への影響が生じている間は、地方消費税等を減収補てん債の対象に追加するなど、地方財政の安定的な運営に向けた措置が必要です。

【政策提言の理由】

地方の一般財源総額については、国の新経済・財政再生計画において、令和3年度までは平成30年度と同水準の確保が保障されることとなり、令和2年度地方財政計画においては、地方の一般財源総額が前年度の水準を0.7兆円上回る額で確保されるとともに、地方法人課税の偏在是正措置により生じる税源の全額を活用して、地方団体が地域社会の維持・再生に向けた施策に取り組むための「地域社会再生事業費」が創設されるなど、厳しい地方財政への配慮がなされたところです。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響による経済の下振れに伴い、国においては税収の大幅な下方修正を検討している状況にあり、地方においても税財源の大幅な減少が懸念されているところです。

今後とも、増嵩する社会保障関係費のほか、国土強靱化のための防災・減災事業や南海トラフ地震などの災害への備え、地方創生・人口減少対策への取組に加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策や経済影響対策などに対応していくためには、地方交付税の増額をはじめとする地方税財源の充実・強化が必要です。

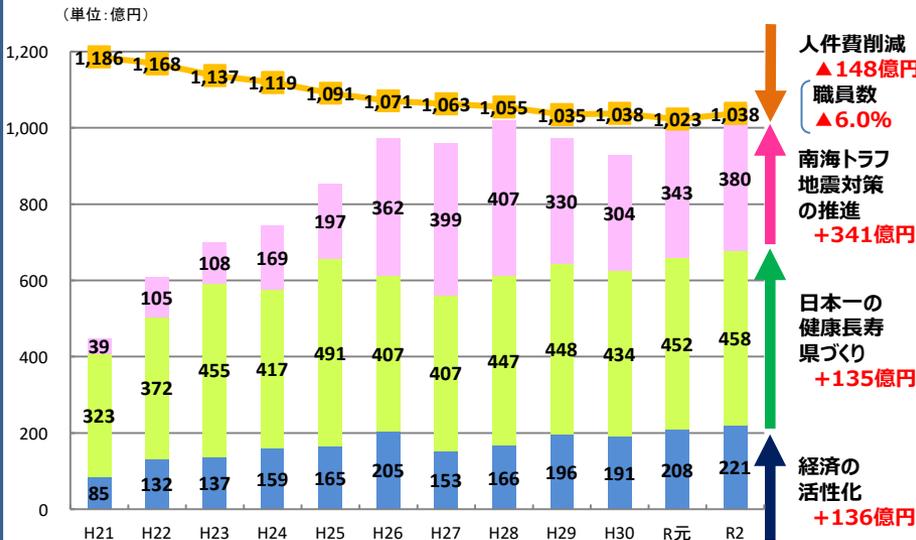
地方税財源の充実・強化

- 地方財政は恒常的に財源不足の状態であり、引き続き地方交付税などの地方一般財源総額を安定的に確保しつつ、臨時財政対策債などの特例措置に依存しない持続可能な制度の確立等により、地方税財源の充実・強化を図ることが必要。
- 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」、「緊急防災・減災事業債」は、令和2年度が最終年度であるが、頻発化・激甚化する自然災害に対する国土強靱化のための取組については、対策が必要な箇所が依然として多く、新たな課題へ対応(※)するためにも、継続的に実施していくことが必要。
- 令和3年度以降においても、「地域社会再生事業費」の算定の考え方を継続するなど、地方交付税の算定に当たっては、条件不利地域や財政力の弱い団体への配慮が必要。

(※) ・災害時要配慮者の避難のための津波避難施設の追加設置
・新型コロナウイルス感染症対策として密を避けるための避難所の増設 など

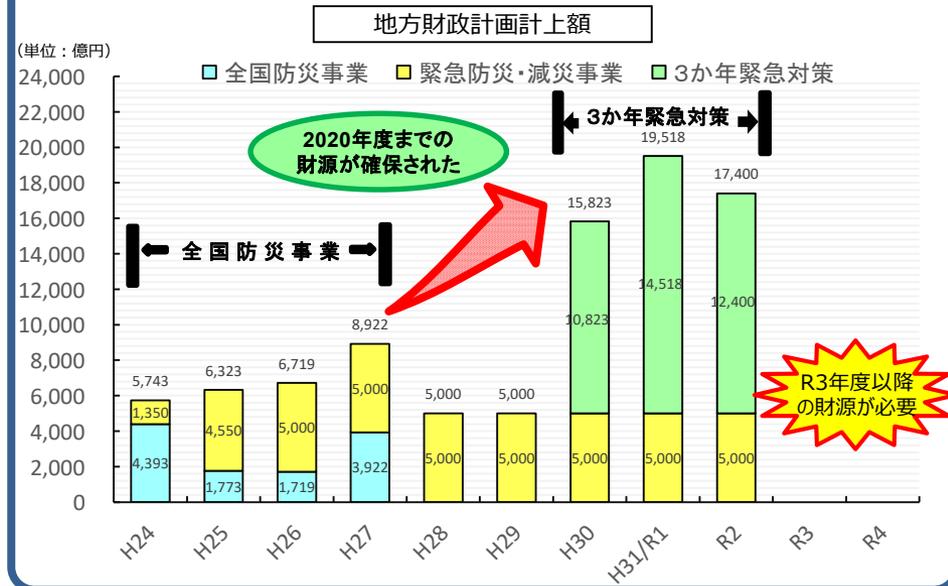
高知県の財政運営（重要施策と人件費の推移（各年度当初予算））

人件費などの経費節減に努める一方で、課題を確実に解決し、県勢浮揚を実現するため、重点施策については必要な取組を積極的に推進



全国防災事業、緊急防災・減災事業、3か年緊急対策の推移

国土強靱化のための防災・減災事業や南海トラフ地震をはじめとする災害対策を継続的に実施するため、緊急防災・減災事業債等の恒久化や継続を行う等、令和3年度以降も必要な財源を確保することが必要



「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」及び「緊急防災・減災事業債」等を活用した取組状況

防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策 実施状況

南海トラフ地震対策や豪雨対策などの「命を守る」インフラ整備を中心に、特に緊急に実施すべき事業を、3か年緊急対策として緊急自然災害防止対策事業債も最大限活用しつつ、整備を加速化

河川事業

浸水被害を受けたボトルネック箇所など局部的な河川改修を実施

【対象箇所】
・薊野川 ほか17河川
【3か年事業費】1,747百万円



薊野川（高知市）

海岸事業

人口や経済、社会インフラが集積する浦戸湾の三重防護や、海岸堤防の耐震補強など地震・津波対策を実施

【対象箇所】
・高知港海岸 ほか5箇所
【3か年事業費】4,242百万円



高知港海岸（若松地区）

道路事業

緊急輸送道路等における橋梁の耐震化を計画的に実施

【対象箇所】
・国道381号 ほか46箇所
【3か年事業費】3,483百万円



国道381号（四万十町／津賀橋）

治山・森林整備事業

被災又は被害の拡大した森林において、復旧工事とともに、森林整備を実施

【対象箇所】
・治山事業等
大豊町西庵谷 ほか24箇所
・森林整備事業
・林道改良事業等
間伐面積1,750ha 亀谷小石川線 ほか15箇所



治山対策例（溪間工）

【3か年事業費】2,608百万円

農業基盤整備事業

ため池の耐震化等の整備補強工事を実施

【対象箇所】
・南国市中部1期地区 ほか15地区
【3か年事業費】3,159百万円



ため池整備補強例

緊急浚渫推進事業

河川等の浚渫を加速化

【対象箇所】
・物部川 ほか65箇所
【R2事業費】822百万円（R元比3.8倍）



堆積土砂撤去例（松田川）

緊急防災・減災事業債 活用状況

南海トラフ地震対策の抜本強化・加速化に向け、防災基盤の整備事業や公共施設の耐震化などの単独事業に対し緊急防災・減災事業債を活用

高知県防災行政無線システム再整備事業

大規模災害が発生した際、国、県、市町村、消防本部等が相互に情報伝達を迅速かつ確実に行えるよう、通信機能の拡充・強化を実施



中継局（梶ヶ森）

【事業費】2,288百万円
【実施期間】R元～R2

（※市町村）庁舎移転

大規模災害時の防災拠点としての機能を維持するため庁舎を津波浸水想定区域外に移転



黒潮町役場

【事業費】4,640百万円
【対象箇所・実施期間】
中土佐町役場（H28～R2）
黒潮町役場（H28～H29）

県立学校 施設整備事業

学校体育館の避難所機能を維持するよう、県立学校体育館の非構造部材等の耐震化を実施



高知農業高校体育館

【事業費】3,759百万円
【対象箇所・実施期間】
・県立高知追手前高等学校体育館 ほか39棟（H30～R2）

（※市町村）津波避難タワーの設置

南海トラフ地震発生後の巨大津波から住民の命を守る津波避難施設の整備を実施



田野町第2避難タワー

【事業費】3,064百万円
【対象箇所・実施期間】
南国市前浜 ほか22箇所（H24～H28）

これまでの取組により、頻発化・激甚化する自然災害に対する国土強靱化のための対策が一定程度進んだものの、対策が必要な箇所は依然として多く、その整備は急務。さらに、災害時要配慮者の避難計画や新型コロナウイルス感染症に関する対策など、新たな課題への対応も必要

R3年度以降も継続して実施すべき事業

地震・津波対策や豪雨等の防災・減災対策

- 河川・海岸**
 - 南海トラフ地震に備え、浦戸湾の三重防護などの地震・津波対策を推進
 - 豪雨等災害に備え、中小河川の治水対策や海岸施設の高潮・高波対策などを推進
- 道路**
 - 災害時に救援・救助活動や緊急物資の輸送等を円滑かつ確実に実施できるよう、緊急輸送道路等における橋梁の耐震化や法面の防災対策を推進

- 砂防**
 - 住家、要配慮者施設、地域防災拠点など、人命を守る砂防関係施設の整備などの土砂災害対策を推進
- 農業**
 - 耐震性を有していないため池の耐震化を推進
 - 洪水処理能力が不足しているため池に対する豪雨対策の推進
- 治山・森林整備**
 - 山腹崩壊や流木被害等から、住家、公共施設を保全するため、治山施設の設置や森林整備等を推進

県立高等学校の高台移転

南海トラフ地震に伴う津波から生徒等の命を守るため、校舎の高台移転を実施
【見込事業費】6,376百万円
【対象箇所・実施期間】
県立清水高等学校 ほか1校（R3～R5予定）

（※市町村を含む）庁舎移転

大規模災害時の防災拠点としての機能を維持するため、警察庁舎や市町村庁舎を津波浸水想定区域外に移転【見込事業費】調整中
【対象箇所・実施時期】
宿毛警察署（R4～予定）、安芸市、宿毛市役所（R3～予定）

新たな課題への対応

津波避難タワーの設置（※市町村）

要配慮者の避難が間に合わない等の地域に対し、補足的な津波避難施設を整備
【見込事業費】2,757百万円
【対象箇所・実施期間】
土佐市宇佐 ほか11箇所（R3～R4予定）

避難所の増設

新型コロナウイルス感染症対策として密を避けるための避難所の増設